

検察官（公判担当検事）



【職歴（キャリアステップ）】

- R1. 12 検事任官（東京地方検察庁）
- R3. 4 仙台地方検察庁検事
- R5. 4 横浜地方検察庁検事

【志望動機】

法律と組織の力で社会正義を実現する検察官の仕事に大きな魅力を感じたからです。

司法試験合格後の検察修習において、ひとつの事件について、事実認定上の問題点や法的問題点を解消し、かつ、真実を明らかにするため、決裁官や先輩検事、検察事務官等と議論し、知恵を出し合い、捜査権限を発動して必要な証拠を集め、起訴に至るといふ検察業務のプロセスを修習しました。

そうして、検事の仕事は、知的で奥深く、自分ひとりではなく、組織の力を結集して社会正義を実現し、世の中に貢献するという、やりがいのある仕事だと実感することができ、検事を志望しました。

【業務内容】

公判部の検事として、刑事部等から起訴された事件の公判に立ち会っており、適切な事実認定と刑事処罰（被告人の更生を含みます。）が実現するよう、必要な立証活動をしています。

具体的には、膨大な証拠のうち事実認定に最も資する最良証拠を選択し、裁判所に対して証拠請求をします。

否認事件の場合は、証拠構造を十分に把握した上で、詳細な立証計画を立案し、必要に応じてさらに補充捜査を行います。証人尋問を予定している場合には、証人との事前打合せも行います。

最終的に、これまで公判に顕出された証拠に基づいて、事実関係や情状関係について意見を述べることとなります。

【仕事のやりがい・感想等】

特に否認事件の場合ですが、今後の公判経過を予測しつつ、最良証拠を選択した

り、証人尋問において裁判官の心証形成に最も資する証言を引き出すための尋問事項を考案したりするときなど、必要な立証を達成するための戦略を組み立てるフェーズは、まさに公判部検事としての能力やセンスが試される場面であり、知的で面白いと感じる一方で、大きな責任やプレッシャーも感じます。

また、検察官は立証責任を負っているので、証拠請求や証人尋問等の場面では、失敗をしないようにと緊張と不安を感じることもあります。

補充捜査や証人尋問等がうまくいかなかったときは、かなり落ち込んだり、自分の公判活動について悩むこともあります。

しかしながら、そうした苦難を乗り越え、最終的に目標とした立証と刑事処罰が実現した際には、社会正義への大きな貢献を感じます。被害者がいる事件では感謝の言葉を頂戴することもあり、公判検事として被害者の力になることができたこと、やりがいも感じます。

★学生向けメッセージ★

検事は、大きな責任を伴う仕事であり、捜査や公判の中で緊張や不安を感じたり、精神的につらいと感じることも決して少なくはありません。

しかし、前記のとおり、検事は、決してひとりで孤独に仕事をするのではなく、頼りがいのある決裁官や先輩検事、検察事務官が必ず支えてくれますから、心配無用です。

他人の意見や思い込みに惑わされることなく、是非、自分の目で検察庁という組織や検事の仕事を身で見て下さい。将来、皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。